

第6章 関連法令等

6.1 大気汚染防止法

6.1.1 大気汚染防止法（抄）

（昭和43年6月10日法律第97号 一部改正 平成18年2月10日法律第5号）

（目的）

第1条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

（定義等）

第2条 1～7 省略

- 8 この法律において「粉じん」とは、物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
- 9 この法律において「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。
- 10 省略
- 11 この法律において「特定粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で特定粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。
- 12 この法律において、「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

13～14 省略

（敷地境界基準）

第18条の5 特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準（以下「敷地境界基準」という。）は、特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場における事業活動に伴い発生し、又は飛散する特定粉じんが工場又は事業場から大気中に排出され、又は飛散するものについて、特定粉じんの種類ごとに、工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度の許容限度として、環境省令で定める。

（作業基準）

第18条の14 特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

第 18 条の 15 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事 (以下「特定工事」という。) を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の 14 日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 特定工事の場所

三 特定粉じん排出等作業の種類

四 特定粉じん排出等作業の実施の期間

五 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

六 特定粉じん排出等作業の方法

2 前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前 2 項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の配置図その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(計画変更命令)

第 18 条の 16 都道府県知事は、前条第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 14 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(作業基準の遵守義務)

第 18 条の 17 特定工事を施工する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(作業基準適合命令等)

第 18 条の 18 都道府県知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

(注文者の配慮)

第 18 条の 19 特定工事の注文者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

6.1.2 大気汚染防止法施行令（抄）

（昭和 43 年 11 月 30 日政令第 329 号 一部改正 平成 17 年 12 月 21 日政令第 378 号）

（特定粉じん）

第 2 条の 4 法第 2 条第 9 項の政令で定める物質は、石綿とする。

（特定建築材料）

第 3 条の 3 法第 2 条第 12 項の政令で定める建築材料は、次に掲げる建築材料とする。

- 一 吹付け石綿
- 二 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（前号に掲げるものを除く。）

（特定粉じん排出等作業）

法 3 条の 4 法第 2 条第 12 項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- 一 特定建築材料が使用されている建築物を解体する作業
- 二 特定建築材料が使用されている建築物を改造し、又は補修する作業

6.1.3 大気汚染防止法施行規則（抄）

（昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号 一部改正 平成 17 年 12 月 21 日環境省令第 34 号）

（特定粉じん排出等作業の実施の届出）

第 10 条の 4 法第 18 条の 15 第 1 項及び第 2 項の規定による届出は、様式第 3 の 4 による届出書によってしなければならない。

2 法第 18 条の 15 第 3 項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要、配置図及び付近の状況
- 二 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- 三 注文者の氏名又は名称
- 四 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 五 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

（届出書の提出部数等）

第 13 条 法の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

2～3 省略

4 二以上の特定粉じん排出等作業についての法の規定による届出は、当該二以上の特定粉じん排出等作業が同一の建築物について行われる場合に限り、一の届出書によって届出をすることができる。

（敷地境界基準）

第 16 条の 2 石綿に係る法第 18 条の 5 の敷地境界基準は、環境大臣が定める測定法により測定された大気中の石綿の濃度が 1 リットルにつき 10 本であることとする。

(特定粉じんの濃度の測定)

第16条の3 法第18条の12の規定による特定粉じんの濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。

- 一 石綿に係る特定粉じんの濃度の測定は、環境大臣が定める測定法により、6月を超えない作業期間ごとに1回以上行うこと。ただし、環境大臣は、特定粉じん排出者の工場又は事業場の規模等に応じて、測定回数に付き、別の定めをすることができる。
- 二 前号の測定の結果は、測定の日及び時刻、測定時の天候、測定者、測定箇所、測定法並びに特定粉じん発生施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を3年間保存すること。

(作業基準)

第16条の4 石綿に係る法第18条の14の作業基準は、次のとおりとする。

- 一 特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。
 - イ 法18条の15第1項又は第2項の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ロ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - ハ 特定粉じん排出等作業の方法
 - ニ 現場責任者の氏名及び連絡場所
- 二 前号に定めるもののほか、別表第7の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第7(第16条の4関係)

1	令第3条の4第一号に掲げる作業(次項又は3の項に掲げるものを除く。)	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 <ul style="list-style-type: none">イ 特定建築材料の除去を行う場所(以下「作業場」という。)を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。ロ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。ハ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。ニ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。
---	------------------------------------	---

2	<p>令第3条の4第一号に掲げる作業のうち、令第3条の3第二号に掲げる建築材料を除去する作業であって、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの（次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
3	<p>令第3条の4第一号に掲げる作業のうち、令第3条の3第二号に掲げる建築材料を除去する作業であって、人が立ち入ることが危険な状態の建築物を解体する作業その他の建築物の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
4	<p>令第3条の4第二号に掲げる作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕により除去する場合は1の項下欄イからニまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項下欄イから八までに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p>

6.2 労働安全衛生法

6.2.1 労働安全衛生法（抄）

（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号 一部改正 平成 17 年 11 月 2 日法律第 108 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

（事業者等の責務）

第 3 条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

2 省略

3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

（作業主任者）

第 14 条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

（事業者の講ずべき措置等）

第 22 条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二～四 省略

第 26 条 労働者は、事業者が第 20 条から第 25 条まで及び前条第 1 項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

第 27 条 第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

2 省略

（元方事業者の講ずべき措置等）

第 29 条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行なわなければならない。

2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行なわなければならない。

3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

(特定元方事業者等の講ずべき措置)

第 30 条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

- 一 協議組織の設置及び運営を行うこと。
- 二 作業間の連絡及び調整を行うこと。
- 三 作業場所を巡視すること。
- 四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。
- 五 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

2~4 省略

(注文者の講ずべき措置)

第 31 条 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料(以下「建設物等」という。)を、当該仕事を行なう場所においてその請負人(当該仕事为数次の請負契約によって行なわれるときは、当該請負人の請負契約の数次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第 31 条の 4 において同じ。)の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 省略

(違法な指示の禁止)

第 31 条の 4 注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。

(請負人の講ずべき措置等)

第 32 条 第 30 条第 1 項又は第 4 項の場合において、同条第 1 項に規定する措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、これらの規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

2~7 省略

(製造等の禁止)

第 55 条 黄りんマッチ、ベンジジン、ベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

(表示等)

第 57 条 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第 1 項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器)に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

一 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 成分

ハ 人体に及ぼす作用

ニ 貯蔵又は取扱い上の注意

ホ イからニまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

2 前項の政令で定める物又は前条第 1 項の物を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない。

(安全衛生教育)

第 59 条

1~2 省略

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

(健康診断)

第 66 条

1 省略

2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

3~4 省略

5 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

(健康診断の結果の記録)

第 66 条の 3 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第 66 条第 1 項から第 4 項まで及び第 5 項ただし書並びに前条の規定による健康診断の結果を記録しておかななければならない。

(健康診断実施後の措置)

第 66 条の 5 事業者は、前条の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会(労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成 4 年法律第 90 号)第 7 条第 1 項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。)への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

2~3 省略

(計画の届出等)

第 88 条

1~3 省略

4 事業者は、建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事(建設業に属する事業にあつては、前項の厚生労働省令で定める仕事を除く。)で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の 14 日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

5~8 省略

(報告等)

第 100 条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2~3 省略

(書類の保存等)

第 103 条 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類(次項及び第 3 項の帳簿を除く。)を、保存しなければならない。

2~3 省略

6.2.2 労働安全衛生法施行令（抄）

（昭和 47 年 8 月 19 日政令第 318 号 一部改正 平成 18 年 1 月 5 日政令第 2 号）

（作業主任者を選任すべき作業）

第 6 条 法第 14 条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

一～二十二 省略

二十三 次に掲げる物を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）

イ 石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）

ロ イに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

（製造等が禁止される有害物等）

第 16 条 法第 55 条の政令で定める物は、次のとおりとする。

一～三 省略

四 アモサイト

五 クロシドライト

六～八 省略

九 石綿（第四号及び第五号に掲げる物を除く。以下この号において同じ。）を含有する別表第 8 の 2 に掲げる製品で、その含有する石綿の重量が当該製品の重量の 1 パーセントを超えるもの

十 省略

十一 第二号から第八号までに掲げる物をその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物

2 省略

（名称などを表示すべき有害物）

第 18 条 法第 57 条第 1 項の政令で定める物は、次のとおりとする。

一～二 省略

二の二 石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）

二の三～三十八 省略

三十九 前各号に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

（名称等を通知すべき有害物）

第 18 条の 2 法第 57 条の 2 第 1 項の政令で定める物は、別表第 9 に掲げる物とする。

(健康診断を行なうべき有害な業務)

第 22 条 法第 66 条第 2 項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一～二 省略

三 別表第 3 第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質(同号 5 に掲げる物及び同号 37 に掲げる物で同号 5 に係るものを除く。)を製造し、若しくは取り扱う業務(同号 8 若しくは 32 に掲げる物又は同号 37 に掲げる物で同号 8 若しくは 32 に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。)第 6 条第二十三号イ若しくはロに掲げる物を製造し、若しくは取り扱う業務又は第 16 条第 1 項各号に掲げる物を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務

四～六 省略

2 法第 66 条第 2 項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、又は取り扱う業務(第十一号若しくは第二十二号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十一号若しくは第二十二号に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び第十二号若しくは第十七号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十二号若しくは第十七号に係るものを鉍石から製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。)とする。

一 省略

一の二 アモサイト

一の三 クロシドライト

一の四～七の二 省略

八 石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く。)

九～二十二 省略

二十三 第一号から第七号までに掲げる物をその重量の 1 パーセントを超えて含有し、又は第七号の二に掲げる物をその重量の 0.5 パーセントを超えて含有する製剤その他の物(合金にあっては、ベリリウムをその重量の 3 パーセントを超えて含有するものに限る。)

二十四 第八号から第二十二号までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

3 省略

別表第 8 の 2 石綿を含有する製品（第 16 条関係）

- 一 石綿セメント円筒
- 二 押出成形セメント板
- 三 住宅屋根用化粧スレート
- 四 繊維強化セメント板
- 五 窯業系サイディング
- 六 クラッチフェーシング
- 七 クラッチライニング
- 八 ブレーキパッド
- 九 ブレーキライニング
- 十 接着剤

別表第 9 名称等を通知すべき有害物（第 18 条の 2 関係）

- 一～三十九 省略
- 四十 石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）
- 四十一～六百三十一 省略
- 六百三十二 前各号に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

6.2.3 労働安全衛生規則（抄）

（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号 一部改正 平成 18 年 1 月 5 日厚生労働省令第 1 号）

（特別教育を必要とする業務）

第 36 条 法第 59 条第 3 項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

一～三十六 省略

三十七 石綿障害予防則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号、以下「石綿則」という。）第 4 条第 1 項の石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に係る業務

（計画の届出をすべき仕事）

第 90 条 法 88 条第 4 項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

一～五 省略

五の二 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第九号の二に規定する耐火建築物（第 293 条において「耐火建築物」という。）又は同法第 2 条第九号の三に規定する準耐火建築物（第 293 条において「準耐火建築物」という。）で、石綿等（石綿則第 2 条第 1 項第一号に規定する石綿等をいう。以下この号において同じ。）が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事

五の三～七 省略

6.3 石綿障害予防規則（抄）

（平成 17 年 2 月 24 日厚生労働省令第 21 号 一部改正 平成 18 年 1 月 5 日厚生労働省令第 1 号）

（事業者の責務）

- 第 1 条 事業者は、石綿による労働者の肺がん、中皮腫その他の健康障害を予防するため、作業方法の確立、関係施設の改善、作業環境の整備、健康管理の徹底その他必要な措置を講じ、もって、労働者の危険の防止の趣旨に反しない限りで、石綿にばく露される労働者の人数並びに労働者がばく露される期間及び程度を最小限度にするよう努めなければならない。
- 2 事業者は、石綿を含有する製品の使用状況等を把握し、当該製品を計画的に石綿を含有しない製品に代替するよう努めなければならない。

（定義等）

第 2 条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 石綿等 労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第 6 条第二十三号イに掲げる物若しくは次項に規定する物又は令第 16 条第 1 項第四号、第五号若しくは第九号に掲げる物若しくは同項第十一号に掲げる物（同項第四号又は第五号に係るものに限る。）をいう。
 - 二 特定石綿 石綿等のうち、令第 6 条第二十三号イに掲げる物をいう。
 - 三 特定石綿等 石綿等のうち、特定石綿及び次項に規定する物をいう。
 - 四 製造等禁止石綿等 石綿等のうち、特定石綿等以外の物をいう。
- 2 令第 6 条第二十三号口の厚生労働省令で定める物は、特定石綿を含有する製剤その他の物（令別表第 8 の 2 に掲げるもの及び特定石綿の含有量が重量の 1 パーセント以下のものを除く。）とする。

（事前調査）

- 第 3 条 事業者は、建築物又は工作物の解体、破砕等の作業（以下「解体等の作業」という。）を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物又は工作物について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。
- 2 事業者は、前項の調査を行ったにもかかわらず、当該建築物又は工作物について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。ただし、当該建築物又は工作物について石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合において、事業者が、当該建築物又は工作物について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。

(作業計画)

第4条 事業者は、石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

- 一 作業の方法及び順序
- 二 石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
- 三 作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

3 事業者は、第1項の作業計画を定めたときは、前項各号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

(作業の届出)

第5条 事業者は、壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材(耐火性能を有する被覆材をいう。以下同じ。)等が張り付けられた建築物又は工作物の解体等の作業(石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。)を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業その他これに類する作業を行うときは、あらかじめ、様式第1号による届書に当該作業に係る建築物又は工作物の概要を示す図面を添えて、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第88条第4項の規定による届出をする場合にあっては、適用しない。

(吹き付けられた石綿等の除去に係る措置)

第6条 事業者は、壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合において、当該石綿等を除去する作業に労働者を従事させるときは、当該除去を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離しなければならない。

(石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去に係る措置)

第7条 事業者は、壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物又は工作物の解体等の作業(石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。)を行う場合において、当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業に労働者を従事させるときは、当該作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者(第14条に規定する措置が講じられた者を除く。)が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

2 特定元方事業者(法第15条第1項の特定元方事業者をいう。)は、その労働者及び関係請負人(法第15条第1項の関係請負人をいう。以下この項において同じ。)の労働者の作業が、前項の保温材、耐火被覆材等を除去する作業と同一の場所で行われるときは、当該作業の開始前までに、関係請負人に当該作業の実施について通知するとともに、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければならない。

(石綿等の使用の状況の通知)

第8条 建築物又は工作物の解体等の作業を行う仕事の発注者(注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。)は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物又は工作物における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない。

(建築物の解体工事等の条件)

第9条 建築物又は工作物の解体等の作業を行う仕事の注文者は、石綿等の使用の有無の調査、建築物又は工作物の解体等の作業等の方法、費用又は工期等について、法及びこれに基づく命令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(石綿等が吹き付けられた建築物等における業務に係る措置)

第10条 事業者は、その労働者を就業させる建築物の壁、柱、天井等(次項に規定するものを除く。)に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんによく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

2 省略

(石綿等の切断等の作業に係る措置)

第13条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業(次項及び次条において「石綿等の切断等の作業」という。)に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、この限りでない。

- 一 石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業
- 二 石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業(石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を含む。)
- 三 粉状の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業
- 四 粉状の石綿等を混合する作業
- 五 前各号に掲げる作業において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業

2 事業者は、石綿等の切断等の作業を行う場所に、石綿等の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければならない。

(呼吸用保護具等の使用)

第14条 事業者は、石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に呼吸用保護具を使用させなければならない。

2 事業者は、石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に作業衣を使用させなければならない。ただし、当該労働者に保護衣を使用させるときは、この限りでない。

3 労働者は、事業者から前2項の保護具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(立入禁止措置)

第15条 事業者は、石綿等を製造し、又は取り扱う作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

(石綿作業主任者の選任)

第19条 事業者は、令第6条第二十三号に掲げる作業については、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任しなければならない。

(石綿作業主任者の職務)

第20条 事業者は、石綿作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業に従事する労働者が特定石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 二 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。
- 三 保護具の使用状況を監視すること。

(特別の教育)

第27条 事業者は、石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、当該業務に関する衛生のための特別の教育を行わなければならない。

- 一 石綿の有害性
 - 二 石綿等の使用状況
 - 三 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置
 - 四 保護具の使用方法
 - 五 前各号に掲げるもののほか、石綿等のばく露の防止に関し必要な事項
- 2 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第37条及び第38条並びに前項に定めるもののほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(休憩室)

第28条 事業者は、特定石綿等を常時、製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う作業場以外の場所に休憩室を設けなければならない。

- 2 事業者は、前項の休憩室については、次の措置を講じなければならない。
- 一 入口には、水を流し、又は十分湿らせたマットを置く等労働者の足部に付着した物を除去するための設備を設けること。
 - 二 入口には、衣服用ブラシを備えること。
- 3 労働者は、第1項の作業に従事したときは、同項の休憩室に入る前に、作業衣等に付着した物を除去しなければならない。

(掃除の実施)

第30条 事業者は、前条の作業場及び休憩室の床等については、水洗する等粉じんの飛散しない方法によって、毎日1回以上、掃除を行わなければならない。

(洗浄設備)

第31条 事業者は、石綿等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けなければならない。

(容器等)

第 32 条 事業者は、石綿等を運搬し、又は貯蔵するときは、当該石綿等の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をしなければならない。

2 事業者は、前項の容器又は包装の見やすい箇所に石綿等が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示しなければならない。

3 事業者は、石綿等の保管については、一定の場所を定めておかなければならない。

4 事業者は、石綿等の運搬、貯蔵等のために使用した容器又は包装については、当該石綿等の粉じんが発散しないような措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積しておかなければならない。

(喫煙等の禁止)

第 33 条 事業者は、石綿等を製造し、又は取り扱う作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。

2 労働者は、前項の作業場で喫煙し、又は飲食してはならない。

(掲示)

第 34 条 事業者は、石綿等を製造し、又は取り扱う作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

- 一 石綿等を製造し、又は取り扱う作業場である旨
- 二 石綿等の人体に及ぼす作用
- 三 石綿等の取扱い上の注意事項
- 四 使用すべき保護具

(作業の記録)

第 35 条 事業者は、石綿等を製造し、又は取り扱う作業場において常時作業に従事する労働者について、1 月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを 30 年間保存するものとする。

- 一 労働者の氏名
- 二 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
- 三 石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

(健康診断の実施)

第 40 条 事業者は、令第 22 条第 1 項第三号の業務（特定石綿等を製造し、若しくは取り扱う業務又は製造等禁止石綿等を試験研究のために製造し、若しくは使用する業務に限る。）に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後 6 月以内ごとに 1 回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 業務の経歴の調査
- 二 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 三 せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 四 胸部のエックス線直接撮影による検査

- 2 事業者は、令第 22 条第 2 項の業務（同項第一号の二、第一号の三若しくは第八号に掲げる物若しくは同項第二十三号に掲げる物（同項第一号の二又は第一号の三に係るものに限る。）又は第 4 項に規定する物に係るものに限る。）に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、6 月以内ごとに 1 回、定期的に、前項各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。
- 3 事業者は、前 2 項の健康診断の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者その他異常の疑いがある者で、医師が必要と認めるものについては、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。
 - 一 作業条件の調査
 - 二 胸部のエックス線直接撮影による検査の結果、異常な陰影（石綿肺による線維増殖性の変化によるものを除く。）がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査
 - 三 令第 22 条第 2 項第二十四号の厚生労働省令で定める物（同項第八号に係るものに限る。）は、石綿（アモサイト及びククロシドライトを除く。以下この項において同じ。）を含有する製剤その他の物（石綿の含有量が重量の 1 パーセント以下のものを除く。）とする。

（健康診断の結果の記録）

第 41 条 事業者は、前条第 1 項から第 3 項までの健康診断（法第 66 条第 5 項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「石綿健康診断」という。）の結果に基づき、石綿健康診断個人票（様式第 2 号）を作成し、これを 30 年間保存しなければならない。

（健康診断の結果の通知）

第 42 条の 2 事業者は、第 40 条第 1 項から第 3 項までの健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

（健康診断結果報告）

第 43 条 事業者は、第 40 条第 1 項から第 3 項までの健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、石綿健康診断結果報告書（様式第 3 号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（呼吸用保護具）

第 44 条 事業者は、石綿等を製造し、又は取り扱う作業場には、当該石綿等の粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない。

（保護具の数等）

第 45 条 事業者は、前条の呼吸用保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。

（保護具等の管理）

第 46 条 事業者は、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 44 条並びに第 48 条第六号に規定する保護具等が使用された場合には、他の衣服等から隔離して保管しなければならない。

2 事業者及び労働者は、前項の保護具等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りでない。

(石綿作業主任者技能講習)

第48条の2 石綿作業主任者技能講習は、学科講習によって行う。

2 学科講習は、石綿に係る次の科目について行う。

- 一 健康障害及びその予防措置に関する知識
- 二 作業環境の改善方法に関する知識
- 三 保護具に関する知識
- 四 関係法令

3 安衛則第80条から第82条の2まで及び前2項に定めるもののほか、石綿作業主任者技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

附則(平成17年厚生労働省令第21号)

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年7月1日から施行する。

(解体等の作業に関する経過措置)

第2条 この省令の施行の際現に行われている建築物又は工作物の解体等の作業については、第4条、第5条第1項及び第27条第1項の規定は、適用しない。

(石綿等を吹き付ける作業に関する経過措置)

第3条 この省令の施行の際現に附則第12条の規定による改正前の特定化学物質等障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「旧特化則」という。)第38条の7第2項各号に掲げる措置を講じて同項に規定する作業に労働者を従事させている事業者は、第11条の規定にかかわらず、当該作業に労働者を従事させることができる。

(製造等の禁止の前に製造され、又は輸入された石綿含有製品等に関する経過措置)

第6条 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第9号)附則第4条第1項に規定するアモサイト等で、同令の施行の日前に製造され、又は輸入されたもの及び労働安全衛生法施行令の1部を改正する政令(平成15年政令第457号)附則第2条第1項に規定する石綿含有製品で、同令の施行の日前に製造され、又は輸入されたものについては、特定石綿等とみなして、この省令の規定を適用する。

(処分等の効力の引継ぎ)

第7条 この省令の施行前に旧特化則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この省令の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(様式に関する経過措置)

第8条 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第9条～第15条 省略

6.4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

6.4.1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号 一部改正 平成 18 年 2 月 10 日法律第 5 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- 一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
- 二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第 15 条の 4 の 4 第 1 項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6 この法律において「電子情報処理組織」とは、第 13 条の 2 第 1 項に規定する情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第 12 条の 3 第 1 項に規定する事業者、同条第 2 項に規定する運搬受託者及び同条第 3 項に規定する処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（国内の処理等の原則）

第 2 条の 2 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。

2 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう、その輸入が抑制されなければならない。

（国民の責務）

第 2 条の 3 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

3 国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない。

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理)

第12条の2 事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理産業廃棄物を定めた場合における当該特別管理産業廃棄物にあっては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理産業廃棄物処理基準」という。)に従わなければならない。

2 事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準(以下「特別管理産業廃棄物保管基準」という。)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

- 3 事業者は、その特別管理産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。次項及び第5項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。
- 4 事業者は、前項の規定によりその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。
- 5 事業者は、前2項の規定によりその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該特別管理産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 6 その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かななければならない。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない。
- 7 前項の特別管理産業廃棄物管理責任者は、環境省令で定める資格を有する者でなければならない。
- 8 その事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
- 9 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
- 10 都道府県知事は、第8項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。
- 11 環境大臣は、第8項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 12 第7条第15項及び第16項の規定は、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者について準用する。この場合において、同条第15項中「一般廃棄物の」とあるのは、「その特別管理産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

（産業廃棄物管理票）

第12条の3 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）は、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。第12条の5第1項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合（環境省令で定める場合を除く。）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあっては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）を交付しなければならない。

- 2 産業廃棄物の運搬を受託した者（以下「運搬受託者」という。）は、当該運搬を終了したときは、前項の規定により交付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、同項の規定により管理票を交付した者（以下「管理票交付者」という。）に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該産業廃棄物について処分を委託された者がいるときは、当該処分を委託された者に管理票を回付しなければならない。
- 3 産業廃棄物の処分を受託した者（以下「処分受託者」という。）は、当該処分を終了したときは、第1項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に環境省令で定める事項（当該処分が最終処分である場合にあっては、当該環境省令で定める事項及び最終処分が終了した旨）を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは、当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない。
- 4 処分受託者は、前項前段、この項又は第12条の5第5項の規定により当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、環境省令で定めるところにより、第1項の規定により交付された管理票又は第2項後段の規定により回付された管理票に最終処分が終了した旨を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。
- 5 管理票交付者は、前3項又は第12条の5第5項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処分が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。
- 6 管理票交付者は、環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 7 管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、第2項から第4項まで又は第12条の5第5項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。
- 8 運搬受託者は、第2項前段の規定により管理票の写しを送付したとき（同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。）は当該管理票を当該送付の日から、第3項後段の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ環境省令で定める期間保存しなければならない。
- 9 処分受託者は、第3項前段、第4項又は第12条の5第5項の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。
- 10 前各項に定めるもののほか、管理票に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(虚偽の管理票の交付等の禁止)

第12条の4 第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は第14条第12項に規定する産業廃棄物処分業者若しくは第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、前条第2項に規定する事項又は同条第3項若しくは第4項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

2 運搬受託者又は処分受託者は、受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないにもかかわらず、前条第2項若しくは第3項の送付又は次条第2項の報告をしてはならない。

3 処分受託者は、前条第3項前段若しくは第4項若しくは次条第5項の規定による当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付又は同条第4項の規定による当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨の通知を受けていないにもかかわらず、前条第4項の送付若しくは次条第3項の報告又は同条第5項の送付をしてはならない。

(電子情報処理組織の使用)

第12条の5 第12条の3第1項に規定する事業者(その使用に係る入出力装置が第13条の2第1項に規定する情報処理センター(以下この条において単に「情報処理センター」という。)の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。以下この条において「電子情報処理組織使用事業者」という。)は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合(第12条の3第1項に規定する環境省令で定める場合を除く。)において、運搬受託者及び処分受託者(その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。以下この条において同じ。)から電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求め、かつ、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後環境省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、第12条の3第1項の規定にかかわらず、管理票を交付することを要しない。

2 運搬受託者又は処分受託者は、前項の規定により電子情報処理組織使用事業者から報告することを求められた場合において、当該報告に係る産業廃棄物の運搬又は処分を終了したときは、第12条の3第2項及び第3項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、環境省令で定める期間内に、情報処理センターにその旨(当該報告に係る産業廃棄物の処分が最終処分である場合にあっては、最終処分が終了した旨)を報告しなければならない。

3 処分受託者は、第5項又は第12条の3第3項若しくは第4項の規定により当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、同項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、環境省令で定める期間内に、情報処理センターに当該最終処分が終了した旨を報告しなければならない。

- 4 情報処理センターは、前 2 項の規定による報告を受けたときは、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく、当該報告に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託した電子情報処理組織使用事業者に、運搬受託者又は処分受託者が当該運搬又は処分を終了した旨（当該報告に係る産業廃棄物の処分が最終処分である場合にあっては、最終処分が終了した旨）を通知するものとする。
- 5 処分受託者は、前項の規定により当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨の通知を受けた場合において、当該処分を委託した者が電子情報処理組織使用事業者でないときは、第 12 条の 3 第 1 項の規定により交付された管理票又は同条第 2 項後段の規定により回付された管理票に当該最終処分が終了した旨を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

6～11 省略

（特別管理産業廃棄物処理業）

- 第 14 条の 4 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、特別管理産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその特別管理産業廃棄物を運搬する場合に限る。）その他環境省令で定める者については、この限りでない。
- 2 前項の許可は、5 年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
 - 3 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
 - 4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
 - 5 都道府県知事は、第 1 項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
 - 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 申請者が第 14 条第 5 項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
 - 6 特別管理産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその特別管理産業廃棄物を処分する場合に限る。）その他環境省令で定める者については、この限りでない。
 - 7 前項の許可は、5 年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
 - 8 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
 - 9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

- 10 都道府県知事は、第 6 項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
 - 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 申請者が第 14 条第 5 項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
- 11 第 1 項又は第 6 項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
- 12 第 1 項の許可を受けた者（以下「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」という。）又は第 6 項の許可を受けた者（以下「特別管理産業廃棄物処分業者」という。）は、特別管理産業廃棄物処理基準に従い、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。
- 13 特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者以外の者は、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を、特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者以外の者は、特別管理産業廃棄物の処分を、それぞれ受託してはならない。
- 14 特別管理産業廃棄物収集運搬業者は、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、特別管理産業廃棄物処分業者は、特別管理産業廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。ただし、事業者から委託を受けた特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を政令で定める基準に従って委託する場合その他環境省令で定める場合は、この限りでない。
- 15 特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者は、第 7 条第 1 項又は第 6 項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業を行うことができる。この場合において、これらの者は、特別管理一般廃棄物処理基準に従い、特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。
- 16 第 7 条第 15 項及び第 16 項の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第 15 項中「一般廃棄物の」とあるのは、「特別管理産業廃棄物（第 14 条の 4 第 15 項の規定により特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業を行う場合にあつては、特別管理一般廃棄物を含む。）の」と読み替えるものとする。

（産業廃棄物処理施設）

- 第 15 条 産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
 - 三 産業廃棄物処理施設の種類
 - 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - 五 産業廃棄物処理施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

- 六 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
 - 七 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
 - 八 産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画
 - 九 その他環境省令で定める事項
- 3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請書に記載した同項第二号から第七号までに掲げる事項が、過去になされた第 1 項の許可に係る当該事項と同一である場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。
 - 4 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。）について第 1 項の許可の申請があった場合には、遅滞なく、第 2 項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類（同項ただし書に規定する場合にあつては、第 2 項の申請書）を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。
 - 5 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かななければならない。
 - 6 第 4 項の規定による告示があつたときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

6.4.2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(抄)

(昭和46年9月23日政令300号 一部改正 平成17年9月30日政令第310号)

(特別管理産業廃棄物)

第2条の4 法第2条第5項(ダイオキシン類対策特別措置法第24条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

一～四 省略

五 特定有害産業廃棄物(次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ。)

イ～ホ 省略

ハ 廃石綿等(廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業(建築物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。)に係るもの(輸入されたものを除く。)、別表第3の1の項に掲げる施設において生じたもの(輸入されたものを除く。))及び輸入されたもの(事業活動に伴って生じたものに限る。)であって、飛散するおそれのあるものとして環境省令で定めるものをいう。以下同じ。)

(特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第6条の5 法第12条の2第1項の規定による特別管理産業廃棄物(法第2条第4項第二号に掲げる廃棄物であるもの(ポリ塩化ビフェニル汚染物を除く。))及び第2条の4第六号から第八号までに掲げる廃棄物を除く。以下この項において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、第3条第一号イ、ロ及び二、第4条の2第一号イからニまで並びに第6条第1項第一号イの規定の例によるほか、次によること。

イ 省略

ロ 特別管理産業廃棄物の積替えを行う場合には、第3条第一号ホ(2)及び(3)並びに第4条の2第一号ト(1)から(3)までの規定の例によること。

ハ 特別管理産業廃棄物の保管は、特別管理産業廃棄物の積替え(環境省令で定める基準に適合するものに限る。)を行う場合を除き、行ってはならないこと。ただし、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物については、この限りでない。

ニ 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、第3条第一号ト並びに第4条の2第一号ト(2)及び(3)の規定の例によるほか、当該保管する特別管理産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合を除き、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

二 特別管理産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。)又は再生に当たっては、第3条第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ並びに第4条の2第一号イ(1)の規定の例によるほか、次によること。

イ～ハ 省略

ト 廃石綿等の処分又は再生は、当該廃石綿等による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

チ 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

(1) 第3条第一号ト並びに第4条の2第一号ト(2)及び(3)の規定の例によること。

- (2) 環境省令で定める期間を超えて保管を行ってはならないこと。
- (3) 保管する特別管理産業廃棄物（当該特別管理産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該特別管理産業廃棄物と同様の性状を有する特別管理一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあっては、当該特別管理一般廃棄物を含む。）の数量が、当該特別管理産業廃棄物に係る処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合にあっては、環境省令で定める数量）を超えないようにすること。

三 特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たっては、第3条第一号イ及びロ並びに第三号イ（（1）に限る。）ニ及びホ並びに第4条の2第一号イ（1）の規定の例によるほか、次によること。

イ 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、特別管理産業廃棄物の処分の場所（次に掲げる特別管理産業廃棄物の埋立地にあつては、有害な特別管理産業廃棄物の処分の場所）であることの表示がなされている場所で行うこと。

ロ～ヌ 省略

ル 廃石綿等の埋立処分を行う場合には、次によること。

- (1) 大気中に飛散しないように、あらかじめ、次のいずれかの措置を講ずること。
 - (イ) 耐水性の材料で二重にこん包すること。
 - (ロ) 固型化すること。
- (2) 埋立処分は、最終処分場（第7条第十四号に規定する産業廃棄物の最終処分場に限る。）のうちの一の場所において、かつ、当該廃石綿等が分散しないように行うこと。

ヲ～ネ 省略

四 省略

2 省略

（事業者の特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託の基準）

第6条の6 法第12条の2第4項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ、当該委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状その他の環境省令で定める事項を文書で通知すること。
- 二 前号に定めるもののほか、第6条の2各号の規定の例によること。

（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新期間）

第6条の13 法第14条の4第2項の政令で定める期間は、5年とする。

（特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新期間）

第6条の14 法第14条の4第7項の政令で定める期間は、5年とする。

（特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の再委託の基準）

第6条の15 法第14条の4第14項ただし書の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託しようとする者に対し、あらかじめ、第6条の6第一号の規定に基づき当該運搬又は処分を委託した事業者から通知された同号に規定する環境省令で定める事項を文書で通知すること。
- 二 前号に定めるもののほか、第6条の2第一号から第四号まで並びに第6条の12第一号及び第二号の規定の例によること。

6.4.3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抄）

（昭和46年9月23日厚生省令35号 一部改正 平成18年3月10日環境省令第7号）

（令第2条の4の環境省令で定める基準等）

第1条の2 令第2条の4第一号の環境省令で定める廃油は、次に掲げるものとする。

一～二 省略

2～6 省略

7 令第2条の4第五号への規定による環境省令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

- 一 建築物に用いられる材料にあって石綿を吹きつけられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿
- 二 建築物に用いられる材料であって石綿を含むもののうち石綿建材除去事業により除去された次に掲げるもの
 - イ 石綿保温材
 - ロ けいそう土保温材
 - ハ パーライト保温材
 - ニ 人の接触、気流及び振動等によりイからハに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材
- 三 石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの
- 四 令別表第3の1の項に掲げる施設において生じた石綿であって、集じん施設によって集められたもの（輸入されたものを除く。）
- 五 前号に掲げる特定粉じん発生施設又は集じん施設を設置する工場又は事業場において用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの（輸入されたものを除く。）
- 六 石綿であって、集じん施設によって集められたもの（事業活動に伴って生じたものであって、輸入されたものに限る。）
- 七 廃棄された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの（事業活動に伴って生じたものであって、輸入されたものに限る。）

8～53 省略

（運搬車を用いて行う特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準）

第8条の5の3 第7条の2の2の規定は、令第6条の5第1項第一号の規定によりその例によることとされる令第6条第1項第一号イの規定による表示及び環境省令で定める書面について準用する。この場合において、第7条の2の2第1項第三号中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」と読み替えるものとする。

(特別管理産業廃棄物の積替えに係る基準)

第8条の8 令第6条の5第1項第一号八の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- 二 搬入された特別管理産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
- 三 搬入された特別管理産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

(特別管理産業廃棄物保管基準)

第8条の13 法第12条の2第2項の規定による特別管理産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

- 一 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - イ 周囲に囲い(保管する特別管理産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。
 - ロ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。
 - (1) 縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。
 - (2) 次に掲げる事項を表示したものであること。
 - (イ) 特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨
 - (ロ) 保管する特別管理産業廃棄物の種類
 - (ハ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - (二) 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、次号ロに規定する高さのうち最高のもの
- 二 保管の場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 省略
 - ロ 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた特別管理産業廃棄物の高さが、保管の場所の各部分について次の(1)及び(2)に掲げる場合に応じ、当該(1)及び(2)に定める高さを超えないようにすること。
 - (1) 保管の場所の囲いに保管する特別管理産業廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分(以下この条において「直接負荷部分」という。)がない場合 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点(当該点が2以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ
 - (2) 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合、次の(イ)及び(ロ)に掲げる部分に応じ、当該(イ)及び(ロ)に定める高さ
 - (イ) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50センチメートルの線(直接負荷部分に係る囲いの高さが50センチメートルに満たない場合にあっては、その下端)(以下この条において「基準線」という。)から当該保管の場所の側に水平距離2メートル以内の部分 当該2メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の()に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、()又は()に規定する高さのうちいずれか低いもの)

() 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

() (1)に規定する高さ

(ロ) 基準線から当該保管の場所の側に水平距離2メートルを超える部分

当該2メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の()に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、()又は()に規定する高さのうちいずれか低いもの)

() 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離2メートルの線を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が2以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

() (1)に規定する高さ

ハ その他必要な措置

三 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

四 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合は、この限りでない。

五 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること。

イ～ハ 省略

ニ 特別管理産業廃棄物である廃石綿等にあつては、梱包すること等当該廃石綿等の飛散の防止のために必要な措置

ホ 省略

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第10条の13 法第14条の4第5項第一号(法第14条の5第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

イ 特別管理産業廃棄物が、飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ～二 省略

ホ その他の特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その収集又は運搬を行おうとする特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に適する運搬施設を有すること。

ヘ 積替施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講じ、かつ、特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切り等が設けられている施設であること。

二 申請者の能力に係る基準

イ 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ 省略

ハ 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(特別管理産業廃棄物処分量の許可の基準)

第10条の17 法第14条の4第10項第一号(法第14条の5第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 特別管理産業廃棄物の処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合

イ 施設に係る基準

(1)～(5) 省略

(6) 廃石綿等の処分を業として行う場合には、当該廃石綿等の処分に適する溶融施設その他の処理施設を有すること。

(7)～(10) 省略

(11) 保管施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、かつ、特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれがないように仕切り等が設けられた施設であること。

ロ 申請者の能力に係る基準

(1) 特別管理産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(2) 省略

(3) 特別管理産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

二 埋立処分を業として行う場合

イ 施設に係る基準

(1) 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場であって、受け入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理できる附帯設備を備えたもの並びにブルドーザーその他の施設を有すること。

(2) 当該最終処分場の周縁の地下水(水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、その周辺の水域の水)について定期的に水質検査を行うための採水ができる設備を有すること。

ロ 申請者の能力に係る基準

(1) 特別管理産業廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(2) 省略

(3) 特別管理産業廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等)

第10条の21 法第14条の4第16項において準用する法第7条第15項の規定による環境省令で定める特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

収集又は運搬	<ol style="list-style-type: none"> 1 収集又は運搬年月日 2 交付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 3 受入先ごとの受入量 4 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 5 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
運搬の委託	<ol style="list-style-type: none"> 1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号 4 運搬先ごとの委託量
処分	<ol style="list-style-type: none"> 1 受入れ又は処分年月日 2 交付又は回付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 3 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量 4 処分した場合には、処分方法ごとの処分量 5 処分(埋立処分を除く。)後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量
処分の委託	<ol style="list-style-type: none"> 1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号 4 交付した管理票ごとの、交付又は回付された受け入れた特別管理産業廃棄物に係る管理票の管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 5 交付した管理票ごとの、受け入れた特別管理産業廃棄物に係る第8条の31の2第三号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号 6 受託者ごとの委託の内容及び委託量

2 第10条の8第2項の規定は、前項の帳簿について準用する。

3 第2条の5第3項の規定は、法第14条の4第16項において準用する法第7条第16項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿の保存について準用する。

6.5 告示・通知

6.5.1 建材中の石綿含有率の分析方法について

(平成 17 年 6 月 22 日 基安化発第 0622001 号 都道府県労働局労働基準部長あて厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通達)

石綿障害予防規則第 3 条第 2 項に規定する石綿等の使用の有無の分析による調査については、平成 17 年 3 月 18 日付け基発第 0318003 号「石綿障害予防規則の施行について」記の第 3 の 2 (1) 才において、「石綿等がその重量の 1 % を超えて含有するか否かについて分析を行うものであり、その方法については別途示すこととしていること。」とされているところである。

建材中の石綿含有率の分析方法については、(社) 日本作業環境測定協会において検討していたところであるが、今般当該検討結果を踏まえ、別紙のとおりその分析方法を定めたところである。

については、貴局に登録されている作業環境測定機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に周知を図り、事前調査の的確な実施に遺憾なきを期されたい。また、関係事業者団体等に対し、別添のとおり要請したので了知されたい。

なお、吹付け材の分析については、本方法を用いるほか、平成 8 年 3 月 29 日付け基発第 188 号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」により示す方法により行っても差し支えない。

建材中の石綿含有率の分析方法

1 測定手順の概要

石綿含有建材の石綿含有率測定は次の手順に従って実施する。

分析対象の建材から適切な量の試料を採取し、当該建材の形状や共存物質の状況に応じて、研削、粉砕、加熱等の処理を行った後、分析用試料を調整する。次に、分析用試料に石綿が含有しているか否かについて、位相差顕微鏡を使用して分散染色分析法による定性分析及びエックス線回折分析法による定性分析を実施し、石綿の含有を確認する。石綿の含有が確認された試料は、ぎ酸で処理して定量分析用の試料を調整し、基底標準吸収補正法によるエックス線回折分析法により定量分析を行い、石綿含有量を求め、石綿含有率を算出する。

(1) 試料の採取

(2) 分析用試料の調整

(3) 定性分析

- 1) 位相差顕微鏡を使用した分散染色分析法
- 2) エックス線回折分析法

石綿含有の確認

(4) エックス線回折分析法(基底標準吸収補正法)
による定量分析

2 石綿含有率測定方法

(1) 試料の採取

- 1) 現場から試料を採取する場合は、粉じんの飛散に留意し、鋭利なカッターなどを用いて行う。吹付け材や保温材のような柔らかな材料の場合は1箇所あたり10cm³程度で3箇所から採取する。成形された建材の場合は1箇所あたり100cm²で3箇所から採取する。
- 2) 採取した試料は、粉じんの飛散に留意して密封できる容器に入れて必要事項を記載し、保管・搬送する。

(2) 分析用試料の調整

1) 無機成分試料の場合

採取した試料を適量粉砕器に入れて十分に粉砕した後、目開き 425 ~ 500 μm のふるいを通してふるい分けし、すべての試料がふるい下になるまで粉砕とふるい分けの操作を繰り返して行い分析用試料とする。成形された建材試料の場合は、カッターナイフやボードサンダー等で側面を削りとった試料を粉砕器に入れる。

2) 有機成分試料の場合

試料の適量を磁性るつぼに入れ、450 ± 10 に設定した電気炉に入れ、1時間以上加熱後清浄な状態で放冷するか低温灰化装置を用いて有機成分を灰化した後粉砕器に入れ、上記 1) に従って調整し、分析用試料とする。

(3) 定性分析

1) 位相差顕微鏡を使用した分散染色分析法

ア 標本の作製方法

容量 50ml の共栓試験管に分析用試料 10 ~ 20mg と無じん水 40ml を入れ、激しく振とうした後、容量 50ml のコニカルビーカーに移し、回転子をいれ、マグネチックスターラーで攪拌しながら清拭した 3 枚のスライドグラス上にそれぞれマイクロピペッターで 10 ~ 20 μl 滴下し乾燥する。

次に、屈折率 $n_D^{25} = 1.550$ 、1.680、1.700 の 3 種類の浸液をそれぞれのスライドグラスに 3 ~ 4 滴滴下し、ピンセットの尖端で浸液と十分に混合・分散し、その上に清拭したカバーグラスを載せて標本とし、試料 No.、浸液の屈折率をそれぞれ記載しておく。このようにして作製した 3 枚のスライドグラスを 1 標本とし、同様の操作を 3 回繰り返し、1 分析用試料について 3 標本を作製する。

イ 位相差顕微鏡を使用した分散染色分析法による定性分析

作製した標本を位相差・分散顕微鏡のステージに載せ、倍率 10 倍の分散対物レンズで分散色を示す繊維があるか確認する。分散色を示す繊維が確認された標本について、分散対物レンズの倍率を 40 倍に切り替え、接眼レンズのアイピースグレーティクルの直径 100 μm の円内に存在するすべての粒子数と分散色を示したアスペクト比 3 以上の繊維数を計数し、その合計粒子数が 1000 粒子になるまでランダムに視野を移動して計数し、分散色を示した繊維の種類と繊維数を記録する。アイピースグレーティクルの直径 100 μm の円の境界に掛かる粒子の取り扱いは「作業環境測定ガイドブック No. 1」((社)日本作業環境測定協会)に準じる。

ウ 石綿の分散色

石綿の種類	浸液の屈折率 (n_D^{25})	分散色
クリソタイル	1.550	赤紫色～青色
アモサイト	1.680	桃色
	1.700	青色
クロシドライト	1.680	橙色
	1.700	青色

2) エックス線回折分析法による定性分析

分析用試料を一定量試料ホルダーに充填しエックス線回折分析装置にセットし、エックス線対陰極：銅 (Cu)、管電圧：30～40kV、管電流：30～40mA で回転試料台を使用して、 $2\theta = 5^\circ \sim 70^\circ$ の範囲で、走査速度を毎分 $1^\circ \sim 2^\circ$ のエックス線回折パターンを測定し、得られたエックス線回折パターンの回折線ピークに石綿の回折線ピークが認められるか否かを確認する。

3) 石綿含有の有無の確認

石綿含有の有無の確認は、次により判定する。

ア 位相差顕微鏡を使用した分散染色分析法による定性分析の結果、3つの標本のうち一つでも1000粒子中の石綿繊維が10繊維以上あり、かつエックス線回折分析法による定性分析の結果、一つの分析用試料でも石綿の回折線ピークが認められた場合は「石綿含有試料」と判定する。

イ 位相差顕微鏡を使用した分散染色分析法による定性分析の結果、3つの標本のうち一つでも1000粒子中の石綿繊維が10繊維以上認められたが、エックス線回折分析法による定性分析の結果、3つの分析用試料のいずれも石綿の回折線ピークが認められない場合は「石綿含有試料」と判定する。

ウ 位相差顕微鏡を使用した分散染色分析法による定性分析の結果、3つの標本のいずれも1000粒子中の石綿繊維が10繊維未満であったが、エックス線回折分析法による定性分析の結果、一つの分析用試料でも石綿の回折線ピークが認められた場合は、エックス線回折分析法による回折線が石綿の回折線であるか否かを確認するために、浸液の屈折率を変えて再度位相差顕微鏡を使用した分散染色分析法による定性分析を行い、再分析の結果、石綿以外の物質（アンチゴライト、リザルダイト、クロライト、カオリナイト、ハロサイト、タルク等）であるとの確認がとれた場合は「石綿含有せず」と判定し、確認がとれなかった場合は「石綿含有試料」と判定する。

エ 位相差顕微鏡を使用した分散染色分析法による定性分析の結果、3つの標本のいずれも1000粒子中の石綿繊維が10繊維未満で、かつエックス線回折分析法による定性分析の結果、3つの分析用試料のいずれも石綿の回折線ピークが認められない場合は「石綿含有せず」と判定する。

(4) エックス線回折分析法(基底標準吸収補正法)による定量分析

(3)の 3)で石綿含有が認められた試料について基底標準吸収補正法によるエックス線回折分析法により定量分析を行い、石綿含有量を求め、石綿含有率を算出する。

1) 定量分析用試料の調製

い定量分析に使用する直径 25mm のふっ素樹脂バインダグラスファイバーフィルタ(以下「フィルタ」という。)の質量及び基底標準板のエックス線回折強度を計測しておく。

(2)で調整した分析用試料を 100mg(M_1) 精秤してコニカルピーカーに入れ、20%のぎ酸を 20ml、無じん水を 40ml 加えて、超音波洗浄器で 1 分間分散した後、 30 ± 1 に設定した恒温槽内に入れ、30 秒攪拌、1 分 30 秒静置の操作を 6 回繰り返してから、フィルタを装着した直径 25mm のガラスフィルタベース付きの吸引ろ過装置で吸引ろ過を行う。ろ過後のフィルタを取り出し、乾燥後、フィルタ上に捕集された試料の質量(M_2)を求め、定量分析用試料とする。定量分析用試料の作製に当たっては、1 分析用試料当り 3 つの定量分析用試料を作製する。

2) 検量線の作製

検量線の作製に使用する直径 25mm のフィルタの質量及び基底標準板のエックス線回折強度を計測しておく。

分析対象の石綿標準試料を 0.1mg、0.5mg、1.0mg、3.0mg、5.0mg 精秤し(最小試料の秤量値： M_{k1})、コニカルピーカーに入れ、それぞれ 20%のぎ酸を 0.02ml、0.1ml、0.2ml、0.6ml、1.0ml、無じん水を 0.04ml、0.2ml、0.4ml、1.2ml、2.0ml 加えて超音波洗浄器で 1 分間分散した後、 30 ± 1 に設定した恒温槽内に入れ、30 秒攪拌、1 分 30 秒静置の操作を 6 回繰り返してから、フィルタを装着した直径 25mm のガラスフィルタベース付きの吸引ろ過装置で吸引ろ過を行う。ろ過後のフィルタを取り出し、乾燥後、フィルタ上に捕集された試料の質量を求め(最小試料の秤量値： M_{k2})、検量線用試料とする。

作製したそれぞれの検量線試料をエックス線回折分析装置の試料台に固定して、基底標準板と分析対象の石綿のエックス線回折強度を計測し、基底標準吸収補正法によって検量線を作成する。

3) 定量分析手順

(4)の 1)で作製した定量分析用試料をエックス線回折分析装置の試料台に固定して、検量線作成と同一の条件で基底標準板と分析対象の石綿のエックス線回折強度を計測し、基底標準吸収補正法によって上記 2)で作製した検量線から当該石綿の質量(A_s)を算出し、次式により石綿含有率を求める。

$$C_i = A_s / M_1 \times R \times 100$$

$$R = M_1 / (M_1 - M_2)$$

$$C = (C_1 + C_2 + C_3) / 3$$

ここに、 C_i : 1つの定量分析用試料の石綿含有率 (%)

A_s : 検量線から読み取った定量分析用試料中の石綿質量
(mg)

M_1 : 分析用試料の秤量値 (mg)

M_2 : 定量分析用試料の秤量値 (mg)

R : 補正係数

C : 分析対象試料の石綿含有率 (%)

4) 検出下限及び定量下限

検量線用最小試料をエックス線回折分析装置の試料台に固定して、検量線作成と同一の条件で基底標準板と分析対象の石綿のエックス線回折強度を繰り返して10回計測し、積分エックス線強度の標準偏差()を求め次式により石綿含有率の検出下限と定量下限を算出する。

$$C_k = (3 / a) / M_1 \times R_k \times 100$$

$$C_t = (10 / a) / M_1 \times R_k \times 100$$

$$R_k = M_{k_1} / (M_{k_1} - M_{k_2})$$

ここに、 a : 検量線の傾き

M_1 : 分析用試料の秤量値 (100mg)

M_{k_1} : 検量線作製時のぎ酸処理前の最小試料の秤量値
(mg)

M_{k_2} : 検量線作製時のぎ酸処理後の最小試料の秤量値
(mg)

R_k : 検量線に係る補正係数

C_k : 石綿含有率の検出下限 (%)

C_t : 石綿含有率の定量下限 (%)

6.5.2 石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法

平成元年 12 月 27 日環境庁告示第 93 号

大気汚染防止法施行規則第十六条の二及び第十六条の三第一号に規定する石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法は、別表のとおりとする。

別表

石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法

第 1 装置、器具及び試薬

装置、器具及び試薬は、次に掲げるとおりとする。

1 試料の捕集のための装置及び器具

(1) 捕集用ろ紙

直径が 47mm、平均孔径が 0.8 μ m の円形のセルロースエステル製のろ紙

(2) 捕集用ろ紙ホルダー

直径 47mm の円形ろ紙用のホルダーで有効ろ過面の直径が 35mm となるオープンフェイス型のもの

(3) 吸引ポンプ及び流量計捕集用ろ紙をホルダーに装着した状態で第 2 の 1 に定める流量が得られる電動式吸引ポンプ及び流量計

(4) 捕集用ろ紙の収納容器捕集用ろ紙を密閉して収納することができるもの

2 石綿の計数のための装置及び器具

(1) 顕微鏡

倍率 40 倍の対物レンズ及び倍率 10 倍の接眼レンズを使用する光学顕微鏡(位相差顕微鏡及び生物顕微鏡としての使用が可能なものに限る。)

(2) スライドガラス

日本工業規格 R3703 に定める顕微鏡用スライドガラス(1 種、標準形)

(3) カバーガラス

日本工業規格 R3702 に定める顕微鏡用カバーガラス(等級 1 種、厚さ No.1 S)

(4) アイピースグレイティクル

接眼レンズに装着することにより顕微鏡によつて観測される繊維の大きさを計測し得るもの

3 捕集用ろ紙を透明にするための試薬及び装置

(1) 試薬

次のいずれかのものを用いることとする。

ア フタル酸ジメチル及びシュウ酸ジエチル

イ アセトン及びトリアセチン

(2) 装置

アセトン蒸気発生装置(試薬として(1)のイを用いる場合に限る。)

第2 測定の手順

濃度の測定は、次の手順により行うものとする。

1 試料の捕集

ホルダーに捕集用ろ紙を装着し、原則として 10l/min の流量で 4 時間通気して、ろ紙上に試料を捕集する。

試料の捕集後、ろ紙をホルダーから外し、直ちに収納容器に収納する。

2 顕微鏡標本の作製

ろ紙を汚染するおそれのない清浄な室内において、試料を捕集したろ紙を収納容器から取り出し、二等分する。

二等分したろ紙の一方を第1の3の(1)の試薬を用いて透明にする。透明にする方法は、次のとおりとする。

(1) 試薬としてフタル酸ジメチル及びシユウ酸ジエチルを用いる場合

フタル酸ジメチル及びシユウ酸ジエチルを1対1の割合で混合した溶液の中に、未使用の捕集用ろ紙を 0.05g/ml の割合で加えて溶解したもの 1 滴(0.03~0.05ml)をスライドガラスのほぼ中央に滴下し、その上に試料を捕集したろ紙を採じん面を上にして載せる。ろ紙が透明になってきたらカバーガラスを載せて固定する。

(2) 試薬としてアセトン及びトリアセチンを用いる場合

スライドガラスの上に試料を捕集したろ紙を採じん面を上にして載せ、アセトン蒸気発生装置により発生させたアセトン蒸気を当てる。ろ紙が透明になってきたらろ紙のほぼ中央にトリアセチンを2~3滴滴下し、その上にカバーガラスを載せて固定する。

3 石綿の計数

位相差顕微鏡により、長さが 5 μ m 以上かつ長さとの幅の比が 3 対 1 以上の繊維状物質の計数を行う。

この場合、計数の対象とする繊維が認められた視野については、位相差顕微鏡を生物顕微鏡としたのち再度計数を行い、それぞれの計数値の差(以下「計数繊維数」という。)を求める。

計数は、50 視野について又は計数繊維製の合計が 200 本以上になるまで行う。

4 石綿濃度の算出

次式により石綿に係る特定粉じん濃度(以下「石綿濃度」という。)を算出する。

$$F = ((A \times N) / (a \times n \times V))$$

この式において、F、A、N、a、n 及び V は、それぞれ次の値を表す。

F 石綿濃度(単位 本/l)

A 捕集用ろ紙の有効ろ過面の面積(単位 cm^2)

N 計数繊維数の合計(単位 本)

a 顕微鏡の視野の面積(単位 cm^2)

n 計数を行った視野の数

V 採気量(単位 l)

備考

- 1 この測定法における用語その他の事項で測定法に定めのないものについては、日本工業規格に定めるところによる。
- 2 次に掲げる場合にあつては、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)第13条に規定する市の長が示すところにより、評価の対象とする石綿以外の石綿を除外して石綿濃度の評価を行うことができる。
 - (1) 測定の対象とする石綿に係る特定粉じん発生施設が設置されている工場又は事業場に隣接し、又は近接して当該工場又は事業場以外の石綿に係る特定粉じん発生施設が設置されている工場又は事業場がある場合。
 - (2) 測定の対象とする石綿に係る特定粉じん発生施設が設置されている工場又は事業場が蛇紋岩地域等測定の対象とする石綿以外の石綿の濃度が高いと認められる地域にある場合。

6.5.3 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の施行について（抄）

（昭和50年2月24日 基発第110号 都道府県労働基準局長あて労働省労働基準局長通達）

一 第六条関係

（一）～（五） 省略

（六） 第一八号の特定化学物質等を「取り扱う作業」には、次のような、特定化学物質等のガス、蒸気、粉じん等に労働者の身体がばくろされるおそれがない作業は含まれないものであること。

イ 隔離された室内において、リモートコントロール等により監視又はコントロールを行う作業。

ロ 亜硫酸ガス、一酸化炭素等を排煙脱硫装置等により処理する作業のうち、当該装置からのろう洩物によりばくろされるおそれがないもの。

ハ 石綿を建築物内外装工事に使用する場合等であって、石綿成形品の張付け等発じんのおそれのない作業。